

【本報告の位置付け】

- 「東日本大震災復興基本法」に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの
※今回は、令和3年10月～令和4年9月を中心に取りまとめ
- 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）のフォローアップを兼ねる

これまでの復興の歩み

経験したことのない複合的な大災害

- ・東日本大震災では、広範囲にわたる甚大な被害が発生。発災当初の避難者は最大で約47万人、応急仮設住宅等の入居者は約32万人
- 地震及び津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による未曾有の複合災害

復興に向けた取組

- ・平成23年7月に東日本大震災復興基本法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定。復興期間が10年とされた
- 平成24年2月に復興庁設置。平成28年3月に新たな基本方針で復興期間の後期5か年を「復興・創生期間」と位置付け
- ・令和2年6月に復興庁の設置期間を10年間延長
- ・「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）に向けて、令和3年3月に「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」決定

復興の推進に当たっての課題と対応

- ・復興の推進に当たり、被災者支援、宅地造成等の整備、産業・生業の再生、人材確保、帰還環境整備等の新たな課題にも対応
- ・経験のない複合的な大災害に対して、被災者を始め多くの関係者が協力して歩みを進めてきたことで、地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備などが概ね完了し、復興の「総仕上げ」の段階
- ・他方、心のケア等の残された課題があり、引き続き被災者に寄り添いながらきめ細かく対応していくことが必要
- ・また、福島の原子力災害被災地域では、引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生が始まった段階

復興の取組

1 地震・津波被災地域

(1) 被災者支援

被災者支援総合交付金等による、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援

- ・住宅・生活再建支援
- ・災害公営住宅への移転後のコミュニティ形成支援
- ・生きがいづくりのための「心の復興」事業
- ・被災者生活支援
- ・被災者の日常的な見守り・相談支援
- ・被災者の心のケア
- ・子どもに対する支援（学習支援等）

(2) 住まいとまちの復興

住宅再建（災害公営住宅・高台移転）、生活環境の整備、交通・物流網の構築 等

- ・令和3年度より造成宅地や移転元地等の活用促進に向けたハンズオン支援を開始
- ・復興道路・復興支援道路は、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって、路線全長570kmが全線開通

(3) 産業・生業の再生

中小企業等グループ補助金等による事業者への支援

- ・令和3年12月までに737グループ、計11,877件の施設・設備の復旧を支援

販路開拓・新事業の立ち上げ等支援

- ・新ハンズオン支援事業（令和3年度より「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」及び「専門家派遣集中支援事業」を統合・名称変更）を実施

(4) 観光の振興

- ・福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援
- ・海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的とする取組について支援

(5) 地方創生との連携強化等

地方創生施策等の活用、「新しい東北」の創造に向けて

- ・地方創生人材支援制度により、市町村へ国家公務員等を派遣（令和3年度受入実績 岩手県宮古市、宮城県岩沼市、福島県南相馬市）
- ・プロフェッショナル人材事業により、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングを支援
- ・地域づくりハンズオン支援
- ・首長のトップセールスによる移住促進等を行うワークショップを開催

2 原子力災害被災地域

- (1) 取組の方向性
- (2) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

- ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定（R3.4）
- ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（R3.12）・改定（R4.8）

（3）環境再生に向けた取組

環境再生の取組

- 令和3年度末までに帰還困難区域を除く除去土壌等をおおむね搬入完了するという目標を達成
- 令和4年度は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を推進。また、福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けて再生利用の推進や減容技術の開発等を実施

（4）帰還・移住等の促進、生活再建等

特定復興再生拠点区域の整備

- 5年を目途に避難指示解除により帰還を目指す6町村の計画を認定済
- 双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現（R2.3）
- 令和4年6月には、葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域における避難指示の解除が実現

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域

- 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定（R3.8）。2020年代にかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく
- 大熊町・双葉町において帰還意向確認調査を実施（R4.8～9）
- 自治体の強い意向がある場合に適用される、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みを決定（R2.12）

移住・定住等の促進

- 復興庁において、移住・定住の促進、交流人口拡大に向けて、より効果的な移住促進策や住まいの確保等を含めた各市町村の独自性・地域の創意工夫を最大限引き出した施策に対するきめ細かい支援を実施
- 経済産業省において、市町村連携による広域コンテンツ作りなどの取組への支援や来訪者向けの消費喚起支援策を通して、交流人口の拡大に向けた取組を実施

賠償の取組

- 令和4年3月に7件の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において賠償に係る指針の見直しを含めた対応の要否について検討を実施

（5）福島イノベーション・コスト構想と産業集積

（6）福島国際研究教育機構の整備

廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成等を推進

- 福島ロボットテストフィールドにおいて895件の実証実験（～R4.9）、周辺地域への波及（浪江町、双葉町などへの関連企業の進出）
- 福島県浜通り地域をスタートアップ創出の先進地とすることを目指し、重点支援等を行うことを閣議決定文書で明記（R4.6閣議決定新しい資本主義のグランドデザイン及び行動計画・フォローアップ）

「福島再生・未来志向プロジェクト」

- 「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」の締結（環境省・福島県）（R2.8）

福島国際研究教育機構の整備

- 「創造的復興の中核拠点」として福島国際研究教育機構を令和5年4月に設立することとし、現在設立に向けた準備を進めている
- 福島復興再生特別措置法の一部改正（R4.6）後、新産業創出等研究開発基本計画を決定（R4.8）し、機構の本施設の立地を浪江町とともに、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることを決定した（R4.9）

（7）事業者・農林漁業者の再建

官民合同チームによる個別訪問

- 約5,700の事業者、約2,500の農業者（～R4.9）を訪問
- 水産仲買・加工業者等に対し、98の事業者を訪問、63の事業者に人材確保、販路開拓支援を実施（～R4.9）

営農再開に向けた取組

- 12市町村に計14名の農水省職員を派遣、人的支援を強化（R2.4～）
- 福島県高付加価値産地協議会発足（R3.8）
- 原子力被災12市町村の営農再開面積は震災前の約43%（R4.3）

（8）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

風評の払拭に向けた取組

- 関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響へのタスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ（R3.8）、フォローアップ実施（R4.4）
- 復興庁において、風評被害の払拭等を図るための情報発信の手法を検討する有識者会議を立ち上げ

輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- 日本産農林水産物・食品に輸入規制措置を講じた55か国・地域に対して、政府一丸となって緩和・撤廃に向けた働きかけを実施
- 規制を講じた55か国・地域のうち43が撤廃、11が緩和（R4.7）

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

（1）復興にかかる広報

- （2）「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信
- （3）震災の記憶と教訓の後世への継承

- 国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設の整備を進めている。福島県浪江町に設置する国営追悼・祈念施設は令和3年1月に一部利用が開始、令和7年度内での完成を目指し整備している

- 世界各国の注目が日本に集まる万博を最大限に活用し、東日本大震災から強く立ち上がる姿を国内外に向けて発信

- 「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」（R3.3公表）の更なる普及展開等を推進。また、令和4年度からは、10年間の政府の復興政策の経緯・課題等について、外部有識者による会議を設置し、取りまとめを進めている